

第6章 特別非常勤講師の届出方法

1 特別非常勤講師の届出

届出の要件	届出の対象者	届出の期間	届出時期
<p>学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合における次の教科等の教授又は実習とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における各教科の領域の一部の教授又は実習 2 特別支援学校（幼稚部を除く。）における自立教科等の領域の一部の教授又は実習 3 小学校、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程における外国語活動の一部 4 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における道徳の一部の教授又は実習 5 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）における総合的な学習の時間の一部の教授又は実習 6 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（高等部）における総合的な探究の時間の一部の教授又は実習 7 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）の特別活動のうちクラブ活動の教授又は実習 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育職員免許法第5条第1項各号の欠格条項（第2号を除く。）に該当しない者 2 当該教授又は実習について専門的知識又は技能を有する者 	採用しようとする期間 (原則1年以内)	採用しようとする日の15日前を目途

2 届出者及び提出先

学 校 区 分	届 出 者	経 由 機 関	届 出 書 提 出 先
道 立 学 校	当該学校の長	→	道 教 委
市 町 村 立 学 校 (札幌市立学校を除く。)	市町村教育委員会教育長	→ 教育局 →	道 教 委
札 幌 市 立 学 校	札幌市教育委員会教育長	→	道 教 委
私 立 学 校	学校法人の理事長	→	道 教 委
大学附置の国立学校	大学の学長	→	道 教 委

3 届出書類

非常勤講師採用届出書（細則別記第7号様式）

4 非常勤講師採用届出書作成上の注意事項

- (1) 「教授又は実習を担当しようとする事項の内容」の欄は、「家庭の一部としての調理」、「英語の一部としての英会話」、「クラブ活動としてのスキー」等と記入すること。
- (2) 「非常勤講師を必要とする理由及び上記の者を採用しようとする理由」の欄は、学校教育の効果的な実施を図る上で、特に必要とする理由及び採用しようとする者の選考理由を具体的に記入すること。
- (3) その他
日本国籍を有しない者を非常勤講師として採用しようとする際、当該採用による活動が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）に定める在留資格外のものとなる場合は、事前に同法の規定に基づく「資格外活動の許可」が必要となるので、在留カード又は特別永住者証明書等により採用予定者の在留資格（活動できる内容）を確認すること。

非常勤講師採用届出書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

（所轄庁又は学校法人の理事長）

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、次の者の採用を届け出ます。

設 置 者			
学 校 名			
所 在 地			
(ふりがな) 採用予定者氏名	(男・女)	生年月日	昭・平・令 年 月 日生
資 格 及 び 免 許			
教授又は実習を担当しようとする事項の内容	採用しようとする期間	週当たり担当時間数	
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
非常勤講師を必要とする理由及び上記の者を採用しようとする理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

非 常 勤 講 師 採 用 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道教育委員会 様

北海道〇〇高等学校長
 (所轄庁又は学校法人の理事長) 〇 〇 〇 〇

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、次の者の採用を届け出ます。

設 置 者	北海道		
学 校 名	北海道〇〇高等学校		
所 在 地	札幌市〇区〇町〇条〇丁目〇〇-〇〇		
(ふりがな) 採用予定者氏名	さとう はなこ 佐藤 花子 (男・ <u>女</u>)	生年月日	昭・平・令 52年3月8日生
資格及び免許	訪問介護員1級 元〇〇等 ←	教授する教科に関連する資格や経験（主な職業等）を記載すること。	
教授又は実習を担当しようとする事項の内容	採用しようとする期間	週当たり担当時間数	
福祉の一部としての介護技術	令和 〇年 5月11日から 令和 〇年10月31日まで	2時間	
	その教科の領域の一部の内容を記載すること。	から 平成 年 月 日まで	
非常勤講師を必要とする理由及び上記の者を採用しようとする理由			
<p>本校の〇〇科は、生徒が卒業までにホームヘルパーの資格取得を目指しており、実技の分野で経験豊かな指導者を必要としています。</p> <p>上記採用予定者は、訪問介護員の資格を有し、介護員としての経験が豊富です。これまでの職場においても指導的な立場にあり、講師として適任であることから、採用します。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60%;">(採用する理由を簡潔に記載すること。))</div>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

高等学校の各教科とは、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、外国語及び宗教の領域の一部及び総合的な探究の時間の一部である。

○ 特別非常勤講師の届出について

平成10年11月2日教職第1129号

各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長（各市町村立小・中・高・養護学校長）、北海道教育大学長、（各附属小・中・養護学校長）、各私立小・中・高・養護学校長あて 道教育長通知

（最終改正：令和5年3月7日）

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第2項の規定に基づく非常勤の講師（各相当学校の教員の相当免許状を有しない者、いわゆる特別非常勤講師）の届出については、教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に誤りのないようにしてください。

なお、平成4年2月10日付け教職第2021号当職通知「特別非常勤講師の許可の申請について」は廃止します。

記

1 届出の要件及び範囲

学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められる場合における次の教科等の教授又は実習とする。

- (1) 小学校における教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第1号及び第4条第6項第1号参照）
- (2) 中学校における教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第2号及び第4条第5項第1号参照）
- (3) 義務教育学校における上記(1)及び(2)の教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第3号及び第4条第5項第1号参照）
- (4) 高等学校における教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第4号及び第4条第5項第2号参照）
- (5) 中等教育学校における上記(2)及び(4)の教科の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第5号並びに第4条第5項第1号及び第2号参照）
- (6) 特別支援学校（幼稚部を除く。）における上記(1)、(2)及び(4)の教科並びに自立教科等の領域の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第6号参照）
- (7) 小学校、特別支援学校の小学部及び義務教育学校の前期課程における外国語活動の一部（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第65条の8参照）
- (8) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における道徳の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照）
- (9) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）における総合的な学習の時間の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照）
- (10) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における総合的な探究の時間の一部の教授又は実習（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照）
- (11) 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）の特別活動のうちクラブ活動の教授又は実習（法第3条の2第1項第7号及び教育職員免許法施行規則第65条の8参照）

2 届出の対象者

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 法第5条第1項各号の一（第2号を除く。）に該当しない者

(2) 当該教授又は実習について専門的な知識又は技能を有する者

3 採用の期間

原則として1年以内とする。

4 届出書の提出

届出書の提出は、学校区分により次のとおりとする。

学校区分	届出者	経由機関	提出先
市町村立学校 (札幌市立学校を除く。)	市町村教育委員会教育長	当該市町村の区域を 管轄する教育局	北海道教育 庁教職員局 教職員課
札幌市立学校	札幌市教育委員会教育長	\	
道立学校	当該学校の長		
国立大学附属学校	大学の学長		
私立学校	私立学校を設置する学校 法人の理事長		

5 届出の時期

採用しようとする日の15日前までを原則とする。

6 提出書類

細則第12条の2の規定により非常勤講師採用届出書（細則別記第7号様式）を提出すること。

7 非常勤講師採用届出書作成上の注意事項

- (1) 「教授又は実習を担当しようとする事項の内容」の欄は、「家庭の一部としての調理」、「英語の一部としての英会話」、「クラブ活動としてのスキー」等と記入すること。
- (2) 「非常勤講師を必要とする理由及び上記の者を採用しようとする理由」の欄は、学校教育の効果的な実施を図る上で、特に必要とする理由及び採用しようとする者の選考理由を具体的に記入すること。

8 その他

日本国籍を有しない者を非常勤講師として採用しようとする際、当該採用による活動が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。）に定める在留資格外のものとなる場合は、事前に同法の規定に基づく「資格外活動の許可」が必要となるので、外国人登録証明書等により採用予定者の在留資格（活動できる内容）を確認すること。